

【案】

菅原東校区地区防災計画

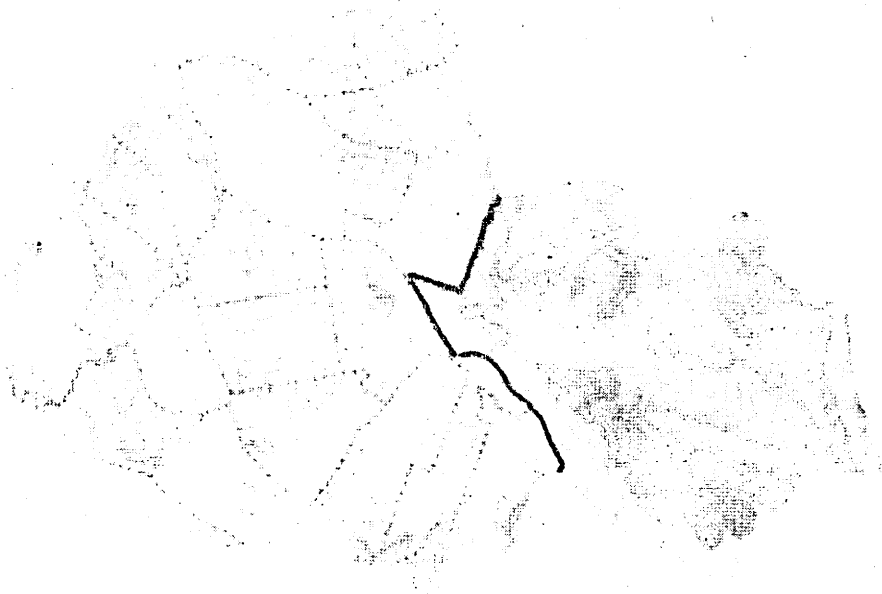
令和3年度版

- 目 次 -

1. 計画の対象地区の範囲	1
2. 災害特性	1
(1) 当校区で想定される災害	
(2) 過去の災害事例	
(3) 穂谷川浸水想定	2
(4) 土砂災害	3
(5) 生駒断層	
3. 防災活動体制	4
(1) 菅原東校区自主防災会組織図	
(2) 菅原東校区・自主防災会緊急連絡網	5
4. 平常時の活動	6
菅原東校区 自主防災会 装備品一覧表	
5. 災害時の活動	10
(1) 自身のやること	
(2) 各自治会の行動	
(3) 自主防災会	11
(4) 避難所開設のフロー	
(5) 避難所レイアウト	12
(6) 避難所開設後の検討事項	13
(7) 各自治会の避難名簿/世帯単位	
6. 参考情報	16
(1) 災害情報の入手	
(2) いざという時の連絡先	18
(3) 菅原東校区自主防災会規約	19

1 計画の対象地区の範囲

本計画の対象範囲は「菅原東校区」とする。



2 災害特性

(1) 当校区で想定される災害

- ①大地震による家屋倒壊
- ②大地震による大規模火災
- ③大雨による穂谷川の氾濫による土石流・地すべり

(2) 過去の災害事例

年月	災害事例
20xx年xx月	地震により屋根瓦が落ちる家屋があり。 また、ブロック塀が崩れそうになった場所があった。 市からは屋根の仮補修のためにブルーシートの配付を検討したが、取りに行けないので自主防災の備品のブルーシートを配布した。 また、ブルーシートを張る業者の斡旋を行った。
	上記の他には災害に見舞われたケースはない。

当校区は、穂谷川の氾濫時には危険区域と指定されているため、実際に災害が発生していなくても自動的に避難所を開設することとなっている。

過去に大雨が降ったときに、被害は発生していなかったが市から警報及び避難所開設の連絡が流れたために、市から小学校に避難所派遣職員が派遣された。

避難所開設の連絡を知った住民数名が体育館に来たことがあったが、正式な避難所開設までには至っておらず、しばらくして家族が迎えに来て帰ったという事例あり。

この時も自主防災会やコミュニティへの連絡はなく、自発的に学校に行き、形式的に避難所が開設されたこと、および避難民を確認した。

今後より大きな災害発生時には、避難所開設は何処からどのような形で指示が来るのか、今後の課題。

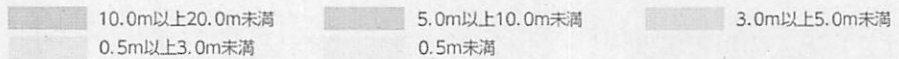
尚、本校区は丘陵地の比較的高台に位置し、穂谷川が氾濫しても災害が発生することは少ないと考えられる。

(3) 穂谷川浸水想定

①浸水想定



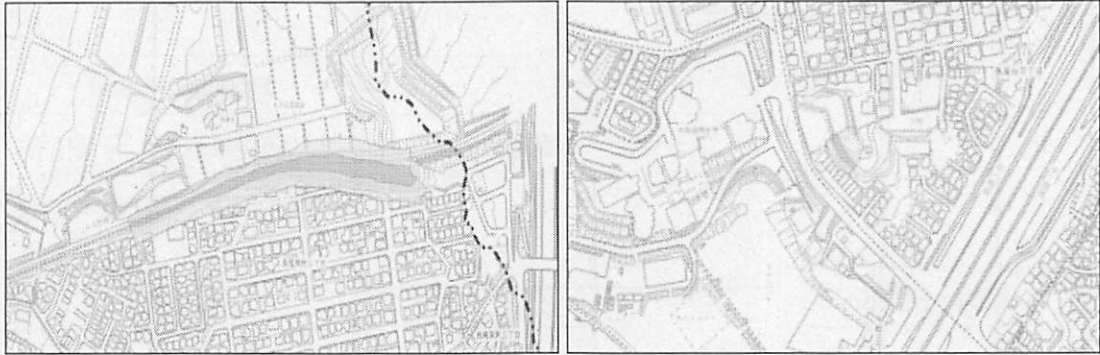
【想定浸水深】



②家屋倒壊（河岸浸食）



(4) 土砂災害



【凡例】

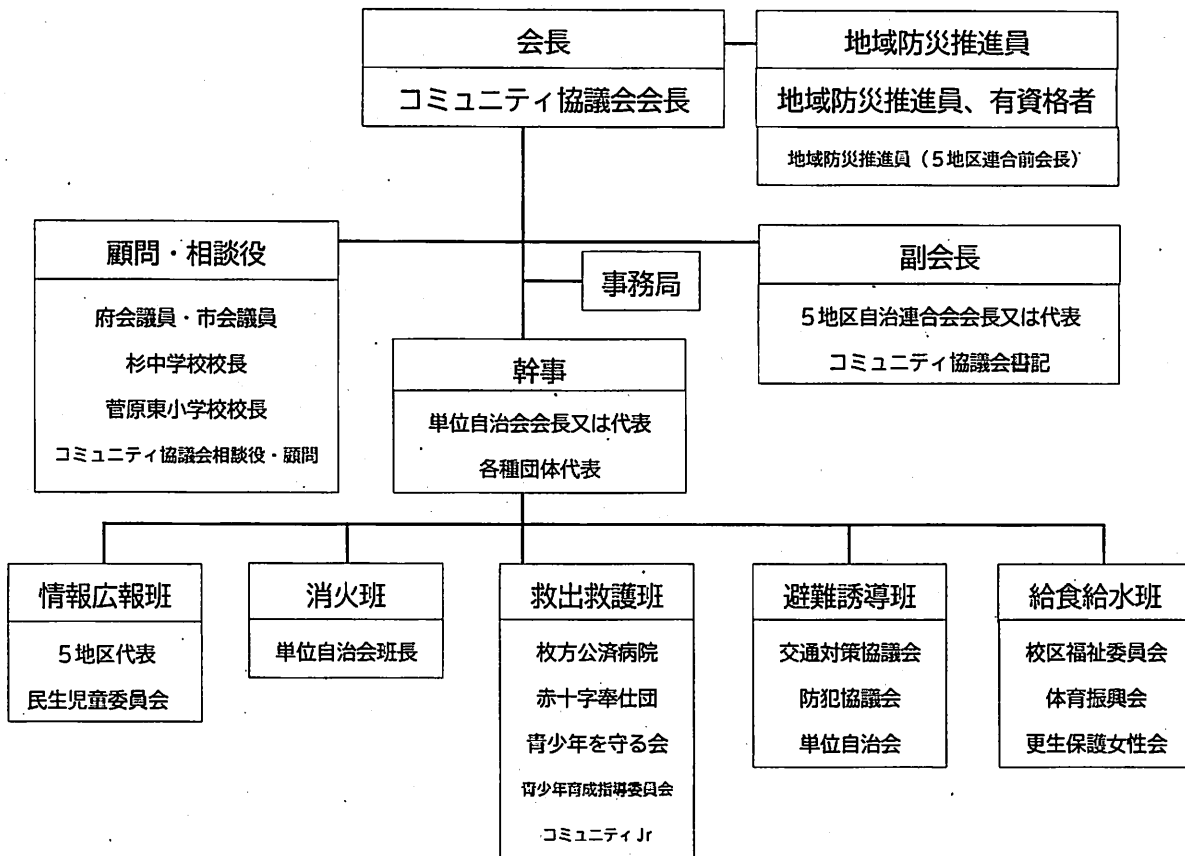
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜）
- 土砂災害警戒区域（急傾斜）

(5) 生駒断層



3 防災活動体制

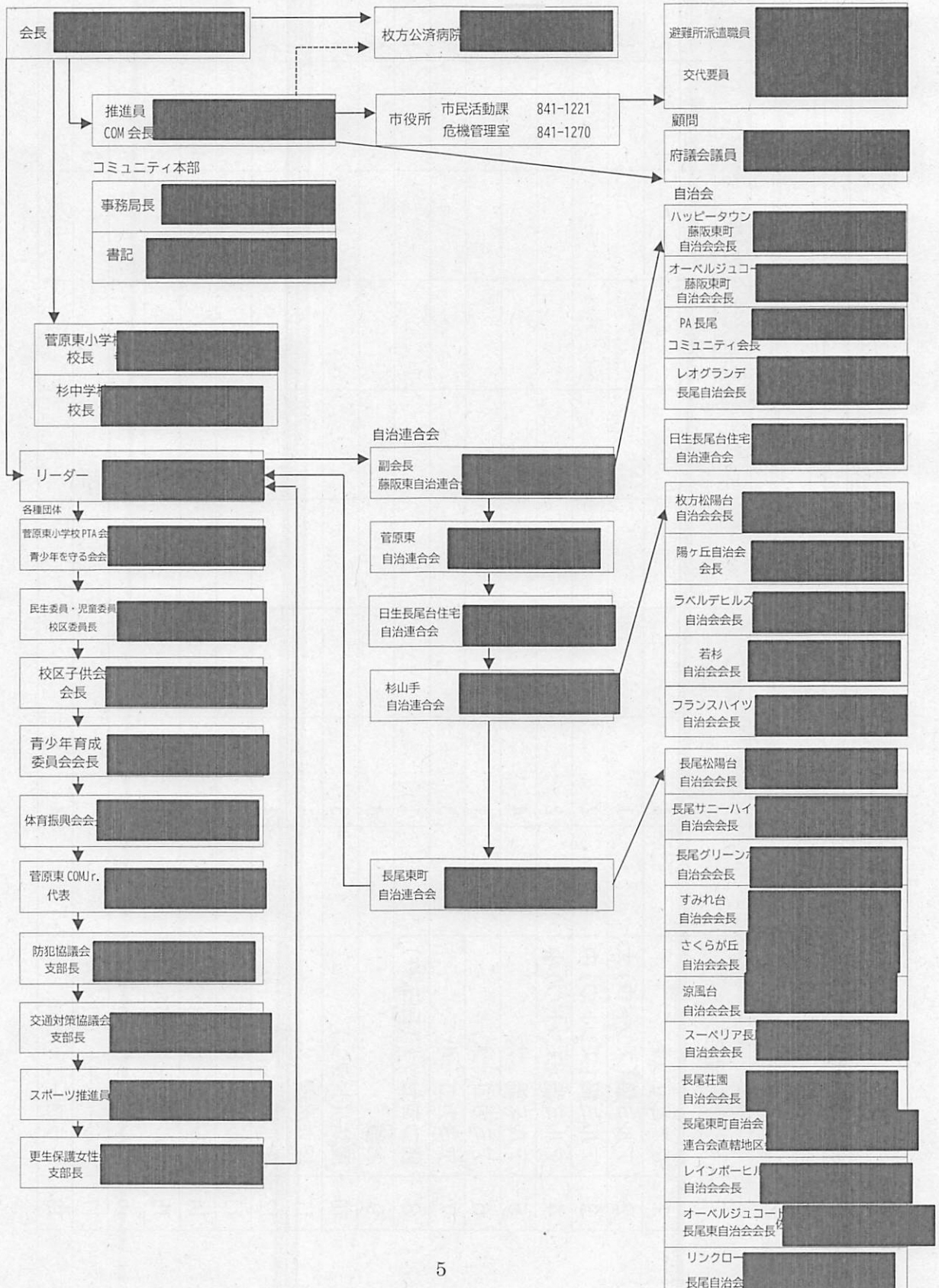
(1) 菅原東校区自主防災会組織図



※実動組織である幹事会の構成メンバーは次の通りとする。

会長1名、地域防災推進員、副会長6名、事務局、単位自治会長又は代表各1名
 各種団体の代表各1名：交通対策協議会、赤十字奉仕団、校区福祉委員会、民生委員・児童委員会、厚生保護女性会、コミュニティJr、体育振興会、防犯協議会、青少年を守る会、青少年育成指導委員会、枚方公済病院

(2) 菅原東校区・自主防災会緊急連絡網 (2021年6月30日現在)



4 平常時の活動

菅原東校区 自主防災会 装備品一覧表 (2020年11月時点)

番号	品名	コミュニティ室	プール横倉庫	体育館倉庫	タクボ倉庫	ヨドコー倉庫	各自治会分散保管			総合計
							枚方松陽台	長尾グリーンボリス	長尾荘園	
1	かまどセット		1						1	2
2	アルミ鍋(ズンドウ)大		1							1
3	アルミ鍋(ズンドウ)中		2							2
4	アルミ鍋(ズンドウ)小		2							2
5	アルミ鍋 大		4							4
6	アミカゴ 大		1							1
7	アミカゴ 小		3							3
8	餅つきセット(石臼、杵)		1							1
9	お釜		4							4
10	風防(トタン)		3							3
11	組立水槽		1							1
12	布水槽		1							1
13	ブルーシート(45×45)		12							12
14	ブルーシート(44×53)					16	1		4	20
15	ブルーシート(36×36)							3	3	3
16	ブルーシート(36×27)							3	3	3
17	ブルーシート(27×27)					2			3	5
18	トラロープ 20m		4							4

番号	品名	コミュニティ室	ボール横倉庫	体育館倉庫	タクボ倉庫	ヨドコー倉庫	各自治会分散保管			総合計
							枚方松陽台	田原グリーンポリス	長尾荘園	
19	トラロープ 30m					9	1			9
20	トラロープ 50m					6	1			6
21	トラロープ 100m					7	1			7
22	やかん					3				3
23	土嚢袋【50袋入り】		2							2
24	ステップダウン(縄梯子)		5							5
25	ラジオリイト		10							10
26	一輪車		1							2
27	旧型折りたたみ式リヤカー		1					1	1	1
28	軽自動車用折りたたみ式リヤカー (SMC-1型)					3	1		1	6
29	ツルハシ 大		2				1			4
30	ツルハシ 中		2							2
31	ツルハシ 小		1						1	1
32	ハンマー		4				1			6
33	スコップ(シャベル)丸形		14				1			14
34	スコップ(シャベル)四角		4				1			4
35	大ナタ		5							5
36	木づち 大		2							2
37	木づち 小		2							2
38	箒(ざる)		2							2
39	打込棒 大					6				6
40	打込棒 小					20				20

番号	品名	コミュニティ室	プール横倉庫	体育館倉庫	タクボ倉庫	ヨドコー倉庫	各自治会分散保管			総合計
							枚方松陽台	長尾クリーンポリス	長尾荘園	
41	イワタニカセットコンロ (取付付き) (B-KZ-1)					6			1	7
42	イワタニカセットボンベ					4				4
43	ポリ容器 20L MCW-20C						2		3	5
44	ポリ容器 10L MCW-10C					10	3			10
45	ポリ容器 10L 荻原地区コミュニティ協議会					9				9
46	ポリ容器 20L ビニール					1				1
47	救護セット					3				3
48	トイレットペーパー(20ロール)					3				3
49	ハンリーテント (簡易トイレ)					1				1
50	簡易トイレ袋					1				1
51	発電機 PAWA549					1				1
52	発電機 (ヤマハ) PF900FW					1				1
53	発電機 (ホンダ) EX6					1				1
54	発電機 (ホンダ) EV9-1 (PR0-ACT)						1		1	4
55	携行缶 (ガソリン)						1		1	6
56	ポリ容器 (灯油) (10L)					1				1
57	木槌					2				2
58	モップ					2				2
59	飲水用ホースリール					1				1
60	消毒用噴霧器 (薬剤込)					1				1
61	ゴーグル					10				10
62	救急箱					2				2

番号	品名	コミュニティ室	ボール横倉庫	体育館倉庫	タクボ倉庫	ヨドコー倉庫	各自治会分散保管			総合計
							枚方松舞台	長尾庄園	長尾庄園	
63	ヘルメット 黄				16					16
64	ヘルメット 青				16					16
65	ヘルメット 白				7					7
66	ハロゲンライト 投光器 GTH-150S				8				2	10
67	ハロゲンライト投光器 (三脚スタンド式) GTH-96S				4				1	5
68	拡声器				5					5
69	作業手袋				3					3
70	チェンソー (CS-362FS)				1				1	2
71	扇風機 (大型扇風機)				1					1
72	懐中電灯				10			2		10
73	延長コード				1					1
74	防炎用高圧水射器2本 (トイレ、風呂水等に使用)					7				7
75	帽子				多数					多数
76	ラジオ付懐中電灯							2		2
77	タンカ棒							2		2

5 災害時の活動

【大災害が発生した場合にまずやること】

災害時にはまず自身の身を守ることが大切です。

枚方市からの「地震発生時の命を守る10ポイント」などをご参照願います。

以下は自身の身の安全を確保した後の行動です。

(1) 自身のやること

- ①ラジオ・テレビ、市役所、大阪府、国土交通省、気象庁などのホームページからできる限り情報入手してください。
- ②家族の安否を確認してください。
- ③家屋内にいない人については、連絡を取ってください。
- ④連絡が取れない場合は災害用伝言ダイヤル171を使用してください。
伝言を吹き込む 171-1-自宅の電話番号
伝言を聞く 171-2-自宅の電話番号
或いは災害用伝言版 Web171 (<https://www.web171.jp/>) を利用してください。
尚、菅原東校区以外で災害が発生し、確認先の情報を知りたい場合は自宅電話番号の代わりに相手先の電話番号（市外局番から）を入れます。
- ⑤隣人の確認をしてください。
- ⑥避難するかどうかを判断します。避難所については自治会長からの情報を待ちます。
- ⑦避難する時の携行品の確認をしてください。（ペットを含む）

(2) 各自治会の行動

- ①自治会員への通報
自主防災会からの連絡により現状及び避難所開設の有無等の情報を入手し、会員及び非会員に通報
- ②自治会の招集場所及び避難経路の安全確認
- ③自治会員の安否確認
・・・リスト作成
- ④自主防災会との連絡（現状報告及び避難所開設の有無等）
- ⑤避難者の確認（避難者名簿の回収、集計）
- ⑥非避難者の対応
- ⑦要支援者の対応（情報公開を希望していない要支援者への対応を含む）
- ⑧避難者の誘導
- ⑨避難途中の被災場所の写真撮影及び情報収集

(3) 自主防災会

①市役所との連絡

②避難の開設の要否の確認

但し、今までは市からコミュニティや自主防災会に個別に連絡が入るわけではなく、スマホの情報を見て、自発的に体育館に向かっていた。

③各自治会及び民生員との連絡

④避難所開設スタッフの招集

⑤避難所受付業務

避難者の確認（要支援者を含む）、記録

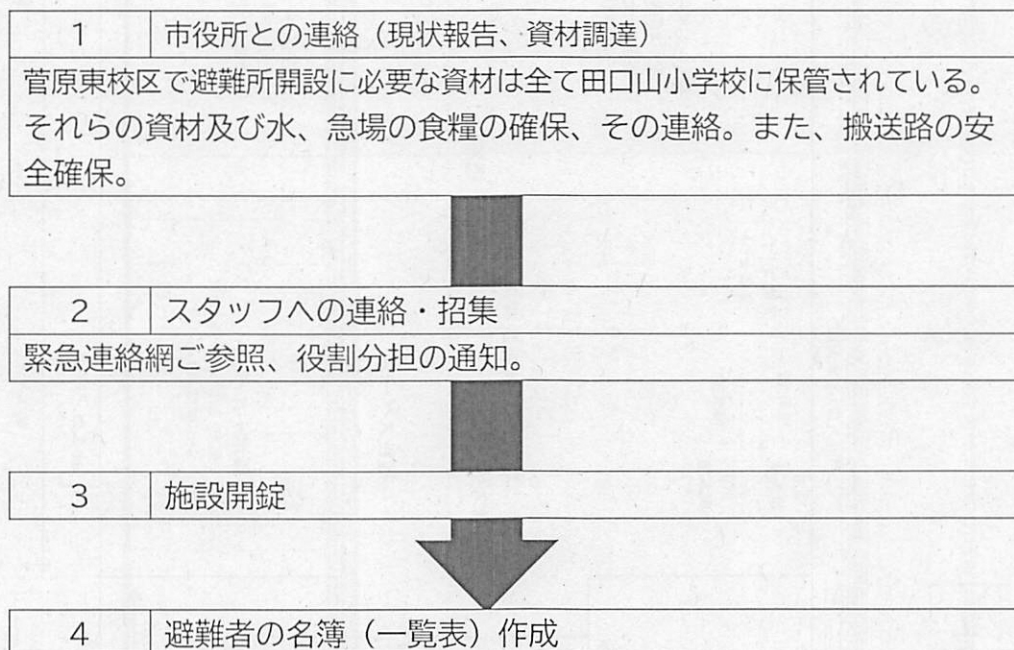
避難経路の被災状況、市へ報告

※市役所の行動

①避難所開設の要否の判断

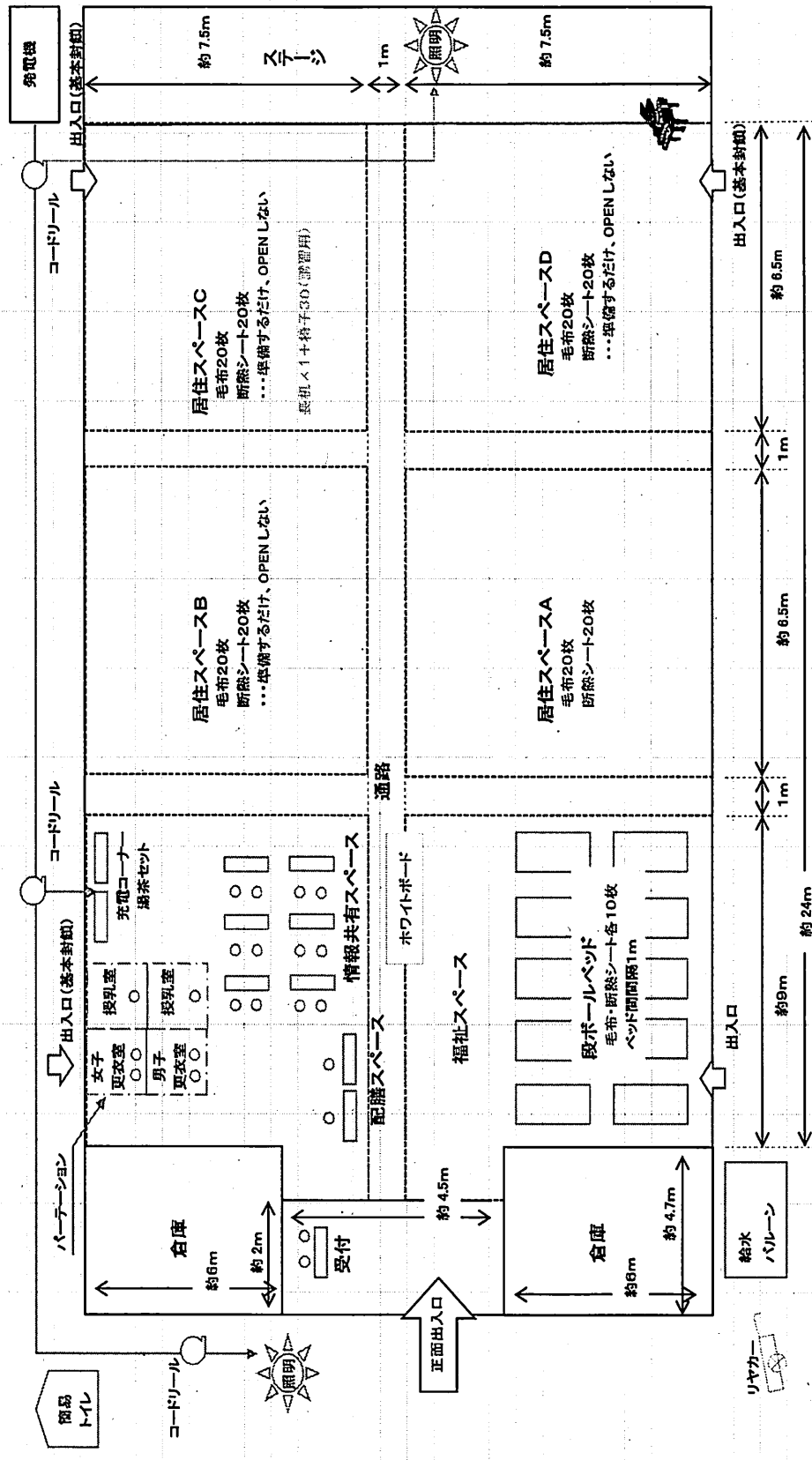
②学校、関係先への連絡

(4) 避難所開設のフロー



(5) 避難所レイアウト

体育館レイアウト



(6) 避難所開設後の検討事項

- ①避難所開設期間の推測
- ②上記に見合う、水、食料の確保
- ③長期生活に対するケア
- ④担当者の再編成

(7) 各自治会の避難名簿／世帯単位

避難者の世帯単位で作成する書類です。防災グッズの中に入れて、避難する時に自治会担当者に提出してください。

避難者名簿記入用紙（世帯単位）※世帯員全員を記入下さい。

入所年月日		年 月 日					
氏名（ふりがな）		年齢	性別	続柄	配慮※1	同意※2	技能※3
世帯主							
家族 (避難 所)							
家族 (在宅)							
住所 自治会（※加入の場合のみ） 電話番号（携 帯）	〒 ー 市 (自治会) () ー Eメールアドレス（連絡可の場合）携帯・PC						
家屋の被害状況（所見） 避難理由	<input type="checkbox"/> 一時的な避難 <input type="checkbox"/> すぐに戻れそうにはない <input type="checkbox"/> 家屋の被害はない <input type="checkbox"/> その他 ()						
同伴ペットの有無	有・無 (有の場合は以下の欄に記入願います) 犬 匹 猫 匹 その他 () 匹						
アレルギーはありますか？							
備考（その他、特別な要望があれば記入して下さい）							

※1 配慮欄：避難した家族の中に、医療や福祉的なケアが必要な方がいる場合は○をしてください。また、裏面シートの該当する区分に○をしてください。複数名いる場合は、記号を分けて記載してください。（例）○、□、△など。

※2 同意欄：安否確認など、避難支援を目的に情報を提供して良い場合は○をしてください。

※3 技能欄：避難所で協力可能な技能について記載してください。（例）通訳（英語）介護、看護、保育、力仕事など。

※内容に変更がある場合は、速やかに避難所派遣職員に申し出てください。

◎表面の「配慮※1」欄で○をした方のみ記載してください。

①現在の状態などから区分A・B・C・Dのうちいずれかに○をしてください。

(複数当てはまる場合は、Aから優先で○をしてください。)

②現在の状態、普段の状態に当てはまるものに○及び記載をしてください。

区分		現在の状態	普段の状態
A	治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱 ・下痢 ・嘔吐 ・出血 ・打撲・外傷・骨折 ・その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素 ・吸引 ・透析 ・人工呼吸器 ・その他 ()
B	日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排せつ、移動が一人でできない ・その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・胃ろう ・寝たきり ・その他 ()
C	日常生活に一部介助や見守りが必要 (医療処置不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排せつ、移動の一部に介助が必要 (要介護認定) ・何らかの障害がある (身体障害、視聴覚障害、知的障害、発達障害、認知症 など) ・産前・産後・授乳中 ・3歳未満児とその親 ・その他 () 	
D	自立 (追加の支援は不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康、歩行可能、介助不要 ・常に身近な支援者の援助がある ・その他 () 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・妊婦 ・アレルギー ・喘息 ・その他 ()

※この用紙に記入いただく情報については、本人の健康に関する支援等を行うため災害対策本部と情報を共有しますが、それ以外には使用致しません。

6 参考情報

(1) 災害情報の入手方法

枚方市が発信する情報を入手する

災害時に災害情報が通知されます。

事前に登録しておきましょう

ひらかた安全安心メール

地震発生状況などの防災情報、不審者情報や防犯キャンペーンなどの防犯情報だけでなく、市独自の情報をお知らせします。右の二次元コードまたは市ホームページから登録してください。



<https://service.sugumail.com/hirakata/>

枚方市公式Twitter

枚方市における新着情報やイベント情報などをお知らせします。災害時には避難情報や被害状況などを発信します。



https://twitter.com/hirakata_city

枚方市公式LINE

枚方市公式LINEに友だち登録しておくことで、枚方市から緊急情報が届きます。災害時には被害状況や危険箇所などを通報することもできます。LINEの登録方法は3種類。

①コード読み取り

右のコードを読み取る



②ID検索

友だち追加の検索欄に

@hirakata_city で検索して友だち追加

③友だち追加ボタン

市のホームページから  友だち追加 をクリック

大阪府などが発信する情報を入手する

おおさか防災ネット

<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html> 地震や台風の情報をリアルタイムにお知らせします。気象・地震・津波・台風・河川の状況など幅広い防災情報を携帯メールでリアルタイムにお知らせします。

右の二次元コード、または touroku@osaka-bousai.net に空メールを送って登録してください。



エリアメール・緊急速報メール

市が配信する避難指示などの緊急情報を携帯メールで受信できます。事前登録は不要ですが、対象機種でも設定を行わないと受信できない場合があります。詳細は各携帯電話会社へお問い合わせください。

インターネットから情報を入力する

枚方市のホームページ

大規模災害時には、ホームページ全体が緊急・災害専用ページに切り替わり、さまざまな情報サイトへのリンクページを掲載します。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>



国土交通省の川の防災情報

高精度な降雨の観測情報を確認することができます。

<https://www.river.go.jp/porta/#86>



大阪府の河川防災情報

船橋川、穂谷川、天野川等の情報が確認できます。

<http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/>



国土交通省の地点別浸水シミュレーション検索システム

国が管理する河川において、想定破堤点や浸水想定などを確認することができます。

<https://suiboumap.gsi.go.jp/>



大阪府の洪水リスク表示図

大阪府管理の全154河川において、浸水想定区域などの洪水リスクを確認できます。

<http://www.river.pref.osaka.jp/>



気象庁のホームページ

閲覧できる
主な気象情報

- 天気予報……………雨雲の動き、雨などの観測データが確認できます。
- 気象警報・注意報……大雨洪水警報や、土砂災害・浸水害・洪水の危険度分布を確認できます。
- 地震……………最新の震度情報などが確認できます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



報道等で発信される情報を入力する

テレビ・ラジオ

台風などで大雨や強風が予想されているときは、テレビやラジオなどで、こまめに気象情報を確認してください。

FMひらかた

災害時は、市内の被災情報をはじめ、避難情報を24時間体制で発信します。

<http://www.kiku-fm779.com>

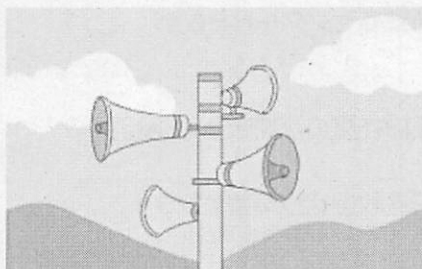


防災行政無線

市内の小学校など、77カ所に設置しているスピーカーから緊急情報を一斉放送します。放送した内容は電話応答サービスでも確認できます。

☎0120-35-1221 (携帯電話からも利用できます)

混雑時には、つながりにくくなる可能性があります。その場合は、市のホームページでも放送内容を掲載いたしますので、そちらをご覧ください。



(2) いざという時の連絡先

防災関係機関	電話	FAX
枚方警察 (緊急)	110	841-8251
交野警察 (緊急)		891-1346
消 防 (火災・救急)	119	119
枚方市役所	841-1221	841-3039
枚方消防署	852-9933	852-9927
枚方東消防署	852-9999	852-9929
(電気のトラブル) 関西電力送配電	0800-777-3081	-
ガスもれ専用ダイヤル	0120-5-19424	0120-6-19424
(水道のトラブル) 枚方市上下水道局	848-4199	848-6508
(電話のトラブル) NTT西日本 113故障受付	113 または 0120-444-113 (携帯電話)	0120-113-889
市立ひらかた病院	847-2821	847-2825
枚方市保健所	807-7623	845-0685
枚方休日急病診療所 ※ (内科・小児科 土・日・祝・年末年始)	845-2656	-
枚方休日歯科急病診療所 ※ (日・祝・年末年始)	848-0841	848-0841
北河内夜間救急センター ※ (小児科中学3年生まで 年中無休)	840-7555	840-7558

※2021年中移転予定

救急電話相談

相談機関	電話	相談時間
ひらかた健康ほっとライン24 (健康・医療・介護・出産・育児・メンタルヘルス相談)	0120-513-080	365日・24時間対応
救急安心センターおおさか	#7119 (携帯電話からも通信可) 06-6582-7119	365日・24時間対応
大阪府夜間の小児救急電話相談	#8000 (NTTのプッシュ回線から利用) 06-6765-3650	365日 午後8時～翌日午前8時
大阪府救急医療情報センター (診療可能な医療機関の案内)	06-6693-1199	365日・24時間対応

(3) 菅原東校区自主防災会規約

(目 的)

第一条 本会は住民相互の助け合いに基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という）による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名 称)

第二条 本会は菅原東校区自主防災会と称する。

(事 業)

第三条 本会は第一条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 防災に関連する知識の普及に関すること。
- 2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- 3) 地震等の発生時における避難誘導、初期消火、救出救護、情報の収集、応急対策に関すること。
- 4) 防災訓練の実施に関すること。
- 5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- 6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会 員)

第四条 本会は菅原東小学校区にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第五条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|--|
| 1) 会 長 | 1名 | コミュニティ協議会会長 |
| 2) 防災推進員 | 若干名 | 地域防災推進員（有資格者） |
| 3) 副会長 | 6名 | 5地区自治連合会会長又は代表、コミュニティ協議会書記 |
| 4) 事務局 | 2名 | コミュニティ協議会事務局および会計 |
| 5) 幹 事 | 各1名 | 単位自治会会長又は代表
各種団体代表（防犯協議会、青少年を守る会、青少年育成指導委員会、交通対策協議会、民生児童委員会、福祉委員会、赤十字奉仕団、枚方公済病院、王仁塚の環境を守る会、体育振興会、更生保護女性会） |
| 6) 顧 問 | 若干名 | 府会議員・市会議員 |

7) 相談役 若干名 杉中学校校長、菅原東小学校校長、コミュニティ協議会相談役

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする、但し再任することができる。

(役員の仕事)

第六条 会長は、本会を代表し、地域防災推進員と共に会務を統括する。

2 副会長は、会長及び防災推進員を補佐し、会長に事故のあるときは、相互互選により本会を代表してその職務を代行し、会長が欠けたときにはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第七条 本会に、総会、役員会及び幹事会を置く。

(総会)

第八条 総会は全会員をもって構成する。

2 総会は、地域防災訓練にあわせて開催する。

ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会が次の事項について審議する。

1) 規約の改正に関する事項。

2) 防災計画の作成及び改正に関する事項。

3) 事業計画及び訓練の実施に関する事項。

4) その他、特に必要と認めた事項。

5 総会は、その他付議事項を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第九条 幹事会は、会長、地域防災推進員、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

1) 総会に提出すべき事項。

2) 総会から委任された事項。

3) その他、幹事会が特に必要と認めた事項。

(役員会)

第十条 役員会は、会長、地域防災推進員、副会長によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- 1) 幹事会にて審議する案件の原案作成に関する事項
- 2) 幹事会に提案する事項。
- 3) 幹事会に委任された事項。
- 4) その他、役員が特に必要と認めた事項。

(防災計画)

第十一条 本会は第一条に規定する目的を達成するために、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は第三条に規定する事業の計画的な実施をはかるため、必要事項を定めるものとする。

(付 則)

この規約は、平成13年9月1日から施行する。

平成18年2月4日 一部改正

平成21年4月19日 一部改正

平成23年12月10日一部改正

平成24年7月4日一部改正 (下線箇所)